

◎母体保護法の一部を改正する法律案新旧対照表

○母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(受胎調節指導のために必要な医薬品)</p> <p>第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成二十七年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するもの限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>(受胎調節指導のために必要な医薬品)</p> <p>第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成二十二年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するもの限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>